

マイナンバー（神木）

マイナンバーに関して、よく受ける質問をご紹介します。

Q.従業員等よりマイナンバーの提供を受けられない場合、どうしたらいいですか？

A.法定調書等へのマイナンバー記載は義務になります。安易に未記載のまま提出することなく、まずは従業員等へ義務である旨を改めて説明し、提供を求めてください。それでも提供を受けられない場合、提供を求めた経緯等を記録・保管しておき、単なる義務違反ではないことを明確にしておいてください。

尚、やむなく未記載の場合でも税務署では書類を収受することとなっています。

Q.収集・提供したマイナンバーに誤りがあった場合、何か罰則はありますか？

A.特に罰則規定はありませんが、マイナンバー提供時に本人確認（番号確認＋身元確認）が義務付けられていますので、正しい情報を確保しておく必要があります。

Q.マイナンバーは今後はどのように利用されますか？

A.現在利用が検討・決定されている事項を以下にまとめます。

- ①銀行取引：2018年をめぐりに預金口座へ付番されることとなるようです。
- ②医療分野：2018年より段階的に付番され、社会保障分野と合わせて効率的に利用されるようです。
- ③マイナポータル構築：自宅PCや公共機関端末により自身の情報を確認できるシステムで、2017年より順次運用が開始されます。将来的には税金等のクレジット納付、e-Taxとの連携など、利用範囲が広がるようです。

ふるさと納税（森）

今回は①ふるさと納税で税負担が減る仕組み ②ふるさと納税の手続き ③ふるさと納税の注意点をご紹介します。

① ふるさと納税で税負担が減る仕組み

都道府県や市町村など地方公共団体に寄付をした場合には、所得税や住民税が軽減される仕組みになっています。所得税については、確定申告により税金が還付されます。住民税については、次年度の住民税から差し引かれて計算されます。「ふるさと納税」をすると寄付を受けた自治体から「お礼の品」が届きます。

寄付をした金額だけ税金が安くなるので、トータルで出ていく金額は変わりません。寄付と同額の税負担が減るので、お礼の品をタダでもらえるという制度です（寄付のうち2,000円を超える部分が控除の対象です）。

② ふるさと納税の手続き

自治体へ寄付をすると、寄付の証明書が送られてきます。確定申告書に添付して控除を受ける際に使用します。確定申告をすれば翌年の住民税の計算にも反映されます。元々確定申告が不要の方で、寄付をする先が5団体までであれば、確定申告が不要になるワンストップ制度もあります。寄付する自治体へ申請書の提出が必要です。

③ ふるさと納税の注意点

軽減できる税金の金額は、所得に応じて限度額があります。限度額を超えて寄付した場合でも上限の金額までしか控除されませんので注意が必要です。また、翌年の住民税に寄付金の金額が反映されているか確認しておきましょう。